

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）

岐阜市信用保証協会は、さらなる利便性の向上を目指して中小企業者から「ベストパートナー」として信頼されるために真に必要とされる質の高い総合的なサービスの提供ができるよう当地域の実情に応じた健全な育成と発展に貢献できるよう努め、平成21年度～23年度までの3ヵ年間に於ける業務の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んで参ります。

1. 中小企業者への経営支援・再生支援体制の整備、強化

経営支援・再生支援のため、経営支援室に専任担当者を配置し、中小企業者、金融機関及び中小企業再生支援協議会などからの相談に積極的に対応します。

経営支援室では、経営改善計画や事業再生プランの作成助言、財務管理アドバイスなど、中小企業者の経営支援・再生支援を目指し適切な対応を行ないます。

2. 保証制度の多様化・柔軟化への対応

流動資産担保融資保証の積極的な取り組みなど、引き続き不動産担保・第三者保証人に依存しない保証の推進を図ります。また、多様化する保証制度に迅速・的確な対応をするため、内部研修の実施や外部研修への参加により職員の資質向上に努めるほか、審査体制の見直し等を検討し、適正保証の推進を図ります。

3. 政策保証の推進

景気の不透明感が増す中、厳しい経営状況にある中小企業者に対しては、国及び地方公共団体の施策に対応した保証制度の活用を推進し、資金調達へ向けた積極的な支援を行います。

4. 利便性の向上に向けた努力

金融機関営業店との業務懇談会及び勉強会を開催するなど、保証事務の円滑化に向け金融機関と情報を共有し、審査の効率化、簡略化を進め、迅速な対応に努めます。

5. コンプライアンスの強化

コンプライアンスの重要性が益々高まる中、法令等遵守が社会的責任の基本であることを再認識し、コンプライアンス・プログラムを確実に実施するなど、コンプライアンス態勢の確立を図ることにより、信用保証協会の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保に努めます。